

独立行政法人制度について

総務省行政管理局
(独立行政法人制度総括)

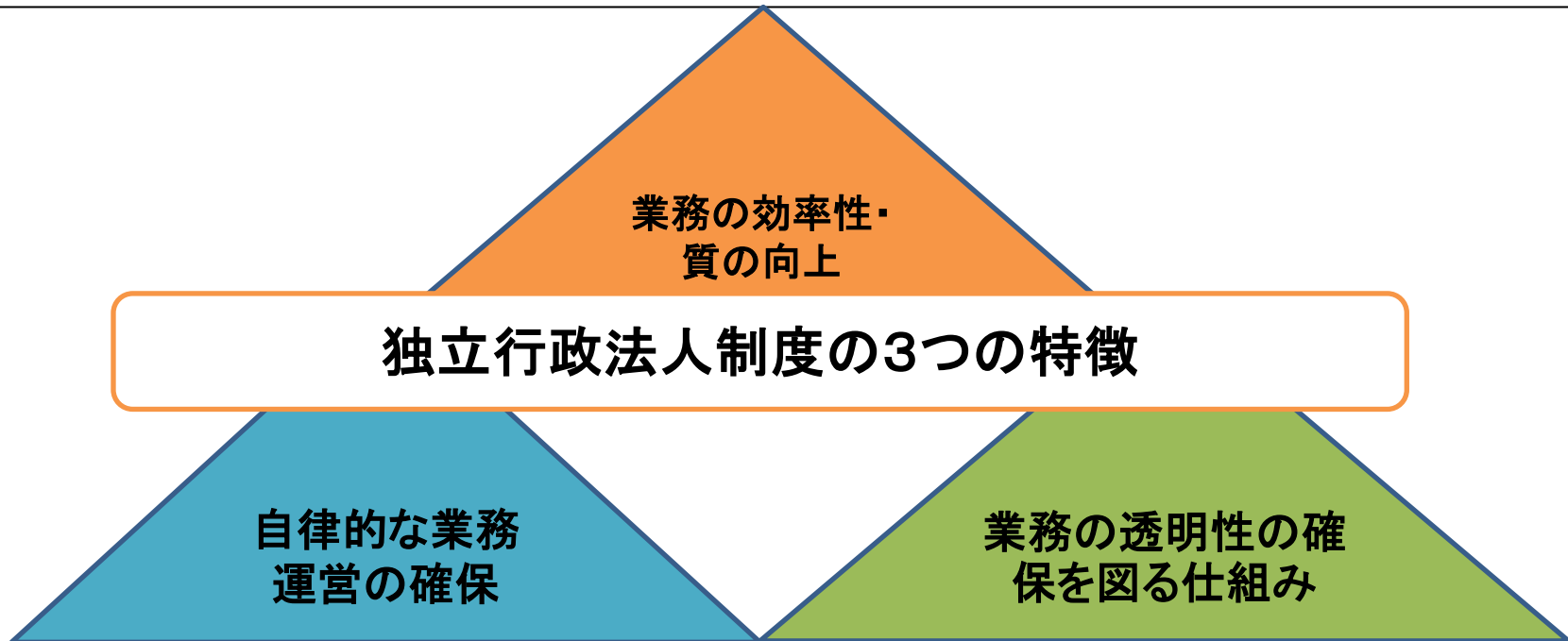
平成27年9月

独立行政法人の概要

独立行政法人制度は、平成13年の中央省庁等改革の際、効率的な行政サービスの提供のため、政策の企画立案機能と実施機能の分離の一環として、行政機関の実施部門の一定の事務・事業(※)について、独立の法人格を付与して実施事務を担わせる制度として導入された。

その上で「①業務の効率性・質の向上」、「② 自律的な業務運営の確保」、「③ 業務の透明性の確保を図る仕組み」となっている。

(※)公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるもの。



独立行政法人の3つの特徴

① 業務の効率性・質の向上

- 業務の特性に応じた目標管理と厳格な事後評価
 - ・主務大臣が目標設定
 - 目標において業務運営の効率化目標を提示
 - ・主務大臣による業務実績の毎年度評価、第三者によるチェック
 - ・目標期間終了時に業務・組織全般にわたる見直し
- 企業的経営手法による業務・財務運営
 - ・企業会計原則を基本とした会計処理(独立行政法人会計基準)
 - ・会計監査人による監査
- 役員等の体制は必要最小限

② 自律的な業務運営の確保

- 法人の長の責任の明確化
 - ・法人の長が役員(理事)を任免
- 主務大臣の関与の限定
 - ・必要最小限となるよう法令で限定
- 運営費交付金を措置
 - ・用途の内訳は特定せず、翌年度に繰り越すことが可能

③ 業務の透明性の確保

- 業務・財務運営に関する広範な情報の公表

独立行政法人一覽(平成27年4月1日現在)

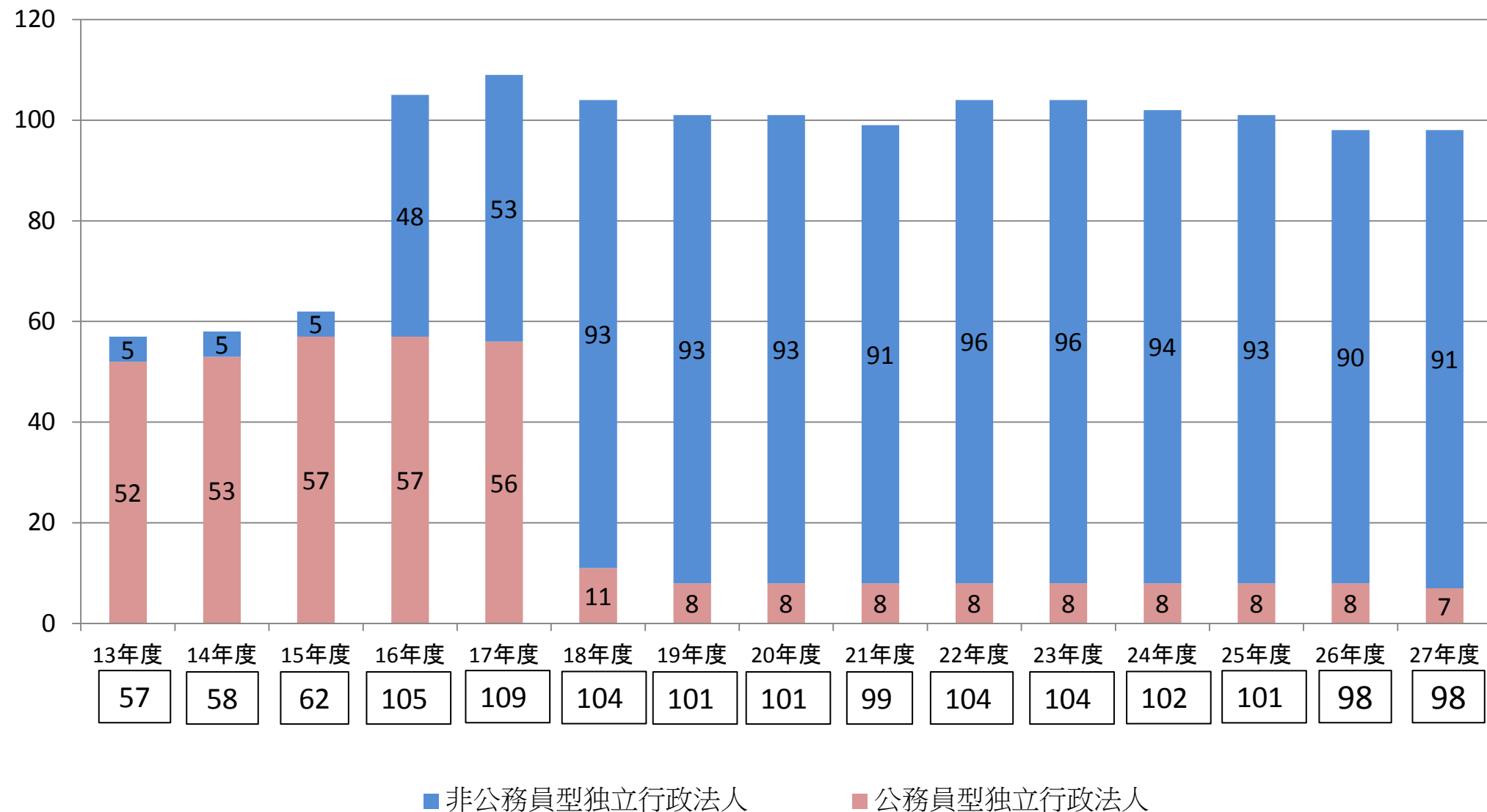
| 所管省庁 | 法人名 | 所管省庁 | 法人名 | 所管省庁 | 法人名 | | | | |
|-------|---|-------|--|---|---|---|-----------------------------|-----|-----------------|
| 内閣府 | ○ 国立公文書館 北方領土対策協会 ☆ 日本医療研究開発機構 | 文部科学省 | 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター ☆ 日本原子力研究開発機構 | 経済産業省 | 経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 ☆ 産業技術総合研究所 ○ 製品評価技術基盤機構 ☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構 | | | | |
| 消費者庁 | 国民生活センター | 厚生労働省 | 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 労働者健康福祉機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 ☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所 地域医療機能推進機構 年金積立金管理運用独立行政法人 ☆ 国立がん研究センター ☆ 国立循環器病研究センター ☆ 国立精神・神経医療研究センター ☆ 国立国際医療研究センター ☆ 国立成育医療研究センター ☆ 国立長寿医療研究センター | | 国土交通省 | ☆ 土木研究所 ☆ 建築研究所 交通安全環境研究所 ☆ 海上技術安全研究所 ☆ 港湾空港技術研究所 ☆ 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構 | | | |
| 総務省 | ☆ 情報通信研究機構 ○ 統計センター 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 | | 農林水産省 | ○ 農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構 ☆ 農業生物資源研究所 ☆ 農業環境技術研究所 ☆ 国際農林水産業研究センター ☆ 森林総合研究所 ☆ 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金 | | 環境省 | ☆ 国立環境研究所 環境再生保全機構 | | |
| 外務省 | 国際協力機構 国際交流基金 | | | | | 財務省 | 酒類総合研究所 ○ 造幣局 ○ 国立印刷局 | 防衛省 | ○ 駐留軍等労働者労務管理機構 |
| 文部科学省 | 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 ☆ 物質・材料研究機構 ☆ 防災科学技術研究所 ☆ 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立文化財機構 教員研修センター ☆ 科学技術振興機構 日本学術振興会 ☆ 理化学研究所 ☆ 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 ☆ 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 | | | | | | | | |

注1 ○印の法人は行政執行法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(7法人))、☆印の法人は国立研究開発法人(31法人)、
無印の法人は中期目標管理法法人(60法人)

注2 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

合計 98法人

独立行政法人の設置数の推移(平成27年度まで)



(注) 設置数は各年度4月1日時点の数

中央省庁等改革の考え方(独立行政法人制度の基本概念(詳細①))

○行政改革会議 最終報告(平成9年12月3日)(抜粋)

Ⅲ 新たな中央省庁の在り方

1 基本的な考え方

(2) 政策の企画立案機能と実施機能の分離

- ① 新たな中央省庁には、政策の企画立案機能の高度化と、公正・中立・透明な行政の確保、国民のニーズに即した効率的な行政サービスの提供が求められる。政策立案機能と実施の機能とは、一面において密接な関係をもつものであるが、両者にはそれぞれ異なる機能的な特性があり、両者が渾然一体として行われていることは、かえって本来それらが発揮すべき特性を失わせ、機能不全と結果としての行政の肥大化を招いている。新しい行政組織の編成に当たっては、政策立案機能と実施機能の分離を基本とし、それぞれの機能の高度化を図ることとすべきである。

Ⅳ 行政機能の減量(アウトソーシング)、効率化等

1 基本的な考え方

- (1) 「Ⅲ 新たな中央省庁の在り方」で述べたとおり、国の行政の役割を見直す基本的な視点は、「官から民へ」、「国から地方へ」にある。この観点から行政を見直すことは、同時に、組織、事務・事業について、官民の役割分担、地方分権、民間能力の活用の見地からの見直しを徹底的に進めていくことでもある。
- (2) これに当たり、行政機能の減量(アウトソーシング)は、重要な課題となる。事務・事業の民営化、民間移譲を行うとともに、それが困難な事務・事業であっても、政策の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方に立って、実施機能については、外局(実施庁)制度及び独立行政法人制度を活用し、その自律的、効率的な運営の徹底を図る。

中央省庁等改革の考え方(独立行政法人制度の基本概念(詳細②))

○中央省庁等改革基本法(平成十年六月十二日法律第百三号)(抜粋)

第三節 独立行政法人制度の創設等

(独立行政法人)

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人(以下「独立行政法人」という。)の制度を設けるものとする。

○中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

Ⅲ 独立行政法人制度関連

独立行政法人に係る制度に関しては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 独立行政法人制度の趣旨

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする。

(通則法案第1条、第3条等関係)

独立行政法人に関する経緯(制度創設期)

- 平成9年12月 **行政改革会議最終報告**
 - ⇒ 独立行政法人制度の創設を提唱
- 平成10年6月 **中央省庁等改革基本法成立**
 - ⇒ 独立行政法人制度を創設することを規定
- 平成11年4月 **独立行政法人通則法案、整備法案閣議決定**
「中央省庁等改革の推進に関する方針」中央省庁本部決定
- 平成11年7月 **独立行政法人通則法、整備法成立**
 - 通則法・・・独立行政法人に関する共通的な制度的枠組み(業務運営、財務及び会計、人事管理、評価制度等)を規定
 - 整備法・・・通則法施行に伴う関連諸法律の規定整備
- 平成11年12月 **中央省庁等改革により独立行政法人化される法人に係る個別法等が成立**
 - ⇒ 中央省庁等改革の推進に関する方針において独立行政法人化することとされた事務・事業を実施するための59の独立行政人について、法人ごとに名称、目的、業務等の範囲を規定
- 平成13年4月 **57の独立行政法人が設立**

独立行政法人に関する経緯(移行独法等期)

- 平成13年12月 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
 - ⇒ 163の特殊法人及び認可法人について、事業及び組織形態の個別見直し内容、共通的に取り組むべき改革事項等を決定
 - ⇒ 特殊法人等と行政の関係を再整理
- 平成15年10月 特殊法人等改革による32の独立行政法人が設立
(国際協力機構、日本貿易振興機構 など)
- 平成16年4月 国立大学法人が設立
- 平成18年4月 日本支援センター(法テラス)が設立

独立行政法人に関する経緯(改革期①)

- 平成19年12月 「独立行政法人整理合理化計画」閣議決定
 - ⇒ 独法制度(業務運営の効率化・自律化)の原点に立ち返り、101法人の抜本的見直し(法人の削減 101法人→85法人、財政支出削減額(20年度1,559億円等))

- 平成21年12月 「独立行政法人の抜本的見直しについて」閣議決定
 - ⇒ 事務事業や組織体制等の見直しの視点等を決定
 - ⇒ 政権交代を踏まえ、平成19年に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」の一部(随意契約、保有資産の見直し)を除き凍結。

- 平成22年5月 独立行政法人通則法改正法成立
 - ⇒ 事業仕分け等を受け、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付け

- 平成22年12月 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定
 - ⇒ 全ての法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置を取りまとめ

独立行政法人に関する経緯(改革期②)

- 平成24年1月 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」閣議決定
 - ⇒ 制度創設から10年以上経過し、組織・業務運営の綻びが露呈したことや、政策実施機能の発揮が不十分なことから、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を、抜本的かつ一体的に見直し。
- 平成24年5月 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」および「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」閣議決定、国会に提出
 - ⇒ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を踏まえた改正法案(国会では不成立)。
- 平成25年1月 「平成25年度予算編成の基本方針」閣議決定
 - ⇒ 政権交代を踏まえ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を当面凍結。
- 平成25年12月 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」閣議決定
 - ⇒ 法人の政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直し
- 平成26年6月 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」成立
 - ⇒ 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」を踏まえた改正法
- 平成27年4月 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」等の施行
 - ⇒ 新たな独立行政法人制度への移行

独立行政法人の新設、業務追加等について

1. 手続

独立行政法人等の新設、業務追加等を行う場合、各府省庁から総務省に対し、その旨の要求を行い、総務省がその是非を審査

【根拠】

総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第14号

「独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法(…)、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。」

2. 審査の視点

総務省は、行政の肥大化を招かないため、独立行政法人の新設、業務追加等につき、以下の視点を中心に各府省庁からの要求内容を審査。

①必要性

→そもそも新規の業務を新設、業務追加等により独立行政法人等に行わせる必要があるのか
(国を含む既存主体の既存業務や民間で実施できないのか)

②適切性

→仮に新規の業務を新設、業務追加等により独立行政法人に行わせるとして、当該業務を行わせる法人の選択は適切か、新設、業務追加等に係る法人の役員の規模は適切か